「伊勢のお店応援商品券」発行等業務委託
受託候補者選定公募型プロポーザル募集要領

１．委託業務の目的

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により売上が減少した市内店舗を支援するため、伊勢商工会議所「伊勢のお店応援商品券」事務局（以下、「事務局」という。）は、プレミアム付商品券を発行します。

この募集要領は、商品券をデジタル化し、デジタル商品券の発行に関する一連の事務処理の円滑な運営を図るため業務委託を行います。

ついては、本事業の委託業者を選定する企画提案の公募型プロポーザルを実施します。

２．委託業務の内容

（１）委託業務内容

別紙仕様書のとおり

（２）履行期間

契約締結日から令和５年２月２８日（火）まで

（３）委託金額の上限額

事務費 35,403 千円（消費税込み）

なお、本業務について上記の金額内で提案を募集するものであり、契約締結に関する予定金額ではありません。また、上記金額を超える提案は受付できません。

３．参加資格

（１）経営不振の状態（民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申し立て、会社更生法（昭和 27 年法律第 127 号）に基づく更生手続がなされた状態）にないこと。

（２）政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第３条に規定する政治団体及びこれに類する団体でないこと。

（３）宗教法人法（昭和 26 年法律第 126 号）第２条に規定する宗教団体及びこれに類する団体でないこと。

（４）代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団関係者に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないこと。また、上記の暴力団、暴力団員及び暴力団関係者が、事業者の経営に事実上参画していないこと。

（５）複数の事業者の連合体による申請も可とする。その場合、すべての事業者が参加資格の要件を満たしていること。

４．参加方法

（１）提出書類一覧

	提出書類	部数	備考
1	参加意向申出書	１部	様式１号
2	質問書	１部	様式２号
3	企画提案書	正本１部 副本７部	様式３号 別紙１から別紙７
4	事業者概要書	正本１部 副本７部	様式４号 別添に会社案内等の資料
5	見積書	正本１部 副本７部	様式５号 別添に詳細見積
6	業務実施体制	正本１部 副本７部	様式６号
7	誓約書	正本１部 副本７部	様式７号

（２）提出先

・名　　称：伊勢商工会議所伊勢のお店応援商品券事務局

・住　　所：〒516-0037

三重県伊勢市岩渕一丁目７番17号

・電話番号：0596-65-5181

・FAX番 号：0596-23-1151

※提出後の書類の返却には応じません。

５．スケジュール

日程	内容
令和４年４月７日（木）	・伊勢商工会議所のＨＰに掲載 （参加意向申出書、プロポーザル実施要領、仕様書、質問書、誓約書等） ・質問・参加意向申出書受付開始
令和４年４月１４日（木）	質問・参加意向申出書　提出期限
令和４年４月１８日（月）	・質問の回答をメールにて送信 ・参加資格審査結果通知書発送
令和４年４月２５日（月）	提出書類　様式３～７号　提出期限
令和４年４月２８日（木）	プロポーザル実施 ※時間については上記、参加資格審査結果通知書に記載 ※対面を予定しているが、感染症の拡大によりオンラインによる実施となる場合があります。
令和４年５月上旬（予定）	プロポーザル審査結果通知書発送
令和４年５月上旬（予定）	委託契約の締結

６．参加意向申出書

（１）提出方法

プロポーザル審査に参加を希望する事業者は、伊勢商工会議所のＨＰに掲載されている参加意向申出書（様式１号）を郵送（簡易書留）又は持参にてご提出ください。

※郵送の場合は、郵送した旨を電話にて担当者に連絡すること。

電話番号：0596-65-5181（担当　江崎、河村、伊藤）

（２）提出期限

令和４年４月１４日（木）午後５時（必着）

（３）参加意向申出書による参加資格要件の審査

「３．参加資格」に同じ

（４）審査結果の通知

審査結果については、参加資格審査結果通知書にてお知らせします。

７．質問

（１）質問方法

本募集要領や仕様書等の内容に質問がある場合は、質問期限までに質問書（様式２号）を作成し、電子メールで提出すること。なお、電子メール以外による質問は認めません。

メールアドレス：kikaku@ise-cci.or.jp

※参加資格審査の結果、参加資格が認められなかった質問者からの質問については回答しません。

（２）質問期限

令和４年４月１４日（木）正午（必着）

※電子メール送信の際は、件名及びファイル名は【（事業者名）デジタル商品券プロポ質問】とすること。

※メールを送信する時間は平日の午前９時から午後５時とすること。

※メールを送信した後に、送信した旨の電話を担当者にすること。

（担当　河村、江崎）

（３）質問に対する回答方法

質問者名を伏せ、質問内容及び回答を電子メールにて送信します。

８．受託候補者選定方法

（１）選定委員会

受託候補者の選定にあたっては、別途、関係機関で構成する選定委員会を設置し審査を行います。

（２）提出書類

・企画提案書　（様式３号）
・事業者概要書（様式４号）
・見積書　　（様式５号）
・業務実施体制（様式６号）
・誓約書　　（様式７号）

以上を持参又は郵送（簡易書留）にて提出し、郵送の場合、郵送した旨を電話にて担当者に連絡すること。

電話番号：0596-65-5181（担当　江崎、河村、伊藤）

（３）提出期限

~~令和４年４月２２日（金）~~令和４年４月２５日（月）　午後５時（必着）

※ プロポーザルの順番については、企画提案書の受付順とします。

（４）プロポーザル審査（面接審査）

①日時

~~令和４年４月下旬~~令和４年４月２８日（木）

~~※参加資格審査結果通知書にて日時をお知らせします。~~

※時間については、参加資格審査結果通知書にてお知らせします。

②実施方法

プロポーザル審査は、企画提案書（様式３号）の内容を選定委員会に説明し、委員の質問に答える形式で実施します。説明者は３名以内とし、統括責任者の出席を必須とします。所要時間は、30 分程度（説明 15 分、質疑応答ほか 15 分）とします。

評価点数の合計による総合評価で最高得点を得た提案者を優先交渉事業者とし、評価点が２番目に高い事業者を第２位優先交渉事業者とします。評価点の同じ者が２者以上あるときは、選定委員会委員長が決定するものとします。

また、選定委員会の会議は非公開とし審査内容にかかわる一切の質問や異議等については受け付けません。

説明者はすべて提案者の雇用する従業員とし、統括責任者は、原則、契約後の事務局との窓口担当者となる見込みの者とします。

（５）審査基準及び審査項目

①審査

企画提案の内容について、各評価項目及び評価基準に基づき審査を行い、総合的に判断して優先交渉事業者を選定します。

②選定にかかる評価項目及び評価基準は、次の頁のとおりとします。

○評価項目及び評価基準

評価項目	評価基準
操作性等	・利便性の高いデジタル商品券の提案となっているか ・幅広い利用者を想定し、操作性に優れ、利用しやすいものとなっているか
スケジュール	・納品日やシステム構築・テスト・保守・運用等のスケジュール・手順等が示されており、実現可能な仕様を満たすスケジュールとなっているか
電子化への対応	・仕様を満たす商品券発行内容・販売方法が提案されているか ・スマートフォンの操作に不慣れ、またはキャッシュレス決済未経験者の市民に対して、当事業へ参加しやすくなるための提案が適切あるいは充実しているか ・参加店舗に対して、導入や運用が安易となる提案となっているか
独創性	・事業者が有するノウハウや知識・経験が提案に反映されているか ・地域の事情を反映した特筆すべき事項の提案がなされているか ・効率的な事業になっているか
業務実施体制	・業務の実施にあたり適切な人員配置がなされているか ・事務局と密に連絡が取れる担当者が決まっているか
セキュリティ対策や安全性	・商品券などの不正使用防止やセキュリティ対策等の具体的かつ現実的な方法が提案されているか ・システム障害の発生や個人情報等が流出した場合の対処法が提案されているか
業務実績	・本業務と類似する業務の実績の状況
協調性	・協働して本業務をやり遂げられる事業者であるか
経済性	・提案見積額

（５）選定結果の公表

選定結果の内容は、伊勢商工会議所のＨＰで公表します。

①優先交渉事業者の名称、決定理由

②採点結果

③選定委員の氏名など

９．契約の締結

契約内容及び仕様については、採択された提案をもとに、事務局と詳細を協議するものとし、この際、改めて事務局から提案内容の説明を求めることがあります。また、契約内容と仕様、契約金額については、協議の結果、採択された提案から変更が生じることがあります。選定された優先交渉事業者との協議が成立せず契約の締結が困難な場合は、優先順位が次順位の者と協議を行い、成立した場合には当該事業者と契約の締結を行います。

１０．提案者の失格事由

次のいずれかに該当する場合は失格とします。

（１）提案上限額を超える提案を行ったとき。

（２）プレゼンテーション審査に欠席したとき。

（３）一団体で複数の提案をしたとき。

（４）提案に関して談合等の不正行為があったとき。

（５）正常な提案の執行を妨げる等の行為があったとき。

（６）法令等に抵触する内容を含む提案を行ったとき。

（７）審査の公平性を害する行為があったとき。

（８）前各号に定めるもののほか、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等により、選定委員会が失格であると認めたとき。

１１．その他

（１）企画提案書の作成、提出等に要する費用はすべて参加者の負担とします。

（２）本プロポーザルに関する提出書類は返却しません。

（３）本プロポーザルにおいて、その公正な執行を妨げた者、虚偽の提案等を行った者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正な利益を得ようとした者は失格とします。

（４）提案に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の国及び諸外国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下、特許権等という）の対象となっている意匠、デザイン、設計、製作方法並びに管理方法等を使用した結果生じた一切の責任は、参加者が負うものとします。

（５）提出された書類の返却、提出期限以降における書類の差替え及び再提出には応じません。また、提出書類等の著作権は参加者に帰属しますが、参加者の承諾を得た上で、公表する場合があります。

（６）本要領及びプロポーザルを通じて入手した事務局の情報等をプロポーザルの目的以外に使用してはなりません。また第三者に漏らしてはなりません。

（７）参加者は参加意向申出書（様式１号）の提出をもって、本要領記載内容を承諾したものとみなします。

（８）本事業の申請に当たり生じた通信事故については、事務局はいかなる責任も負いません。

（９）提案書に記載された内容は、特に明記がない場合は受託後に追加費用を伴わず実施する意向があるものとします。